

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社佐藤渡辺 (法人番号5010401031200)
業者の住所 : 東京都港区南麻布1-18-4
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年2月6日 から 令和7年4月5日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内